

魚津市告示第26号



字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市の字の区域を廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による東山地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成22年3月19日

魚津市長

澤崎

義敬



1 字の区域の廃止に関するもの

市町村	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
魚津市	東山	下平	164の1
		西久蔵田	871の2、872の3、880から882まで、883の1、888から893まで
		大天坊	1528の1、1528の3、1529、1530
		大門	1536、1537の1、1537の2、1538の1から1538の3まで、1539の1から1539の10まで、1540、1541、1544の1、1544の2、1549、1550の1、1551の1、1553から1555まで、1560の1、1560の2、1561の1、1573
		杓子平	1619の2、1620の1、1620の2、1621の1から1621の4まで、1628の1から1628の3まで、1629、1630の1、1630の2、1631の1、1632の1、1632の2、1633
		三百田	1822、1829の1から1829の4まで、1853の1、1853の2、1856、1857
		大島	2165の2、2167の1、2167の4、2168の1、2168の3、2168の4、2169の1から2169の6まで、2170、2171、2172の1から2172の4まで、2190、2191の1から2191の4まで、2193の1から2193の4まで、2194の1から2194の3まで、2198の1から2198の4まで、2199の1、2199の2、2200の1から2200の4まで、2206の1から2206の3まで、2207の1から2207の4まで、2208、2209の1、2209の2、2210の1、2210の2、2211の1、2211の2
坪宗口	2212の1から2212の4まで、2213の1から2213の4まで、2214の1から2214の4まで、2215の1から2215の4まで、2216の1、2216の6、2217の1、2217の12、2218の1、2218の2、2220の1から2220の3まで、2221の1、2221の2、2222、2223の1から2223の3まで、2224の1から2224の3まで、2225、2226の1、2226の3から2226の6まで、2227の1から2227の4まで、2228の3、2228の4、2229の3、2229の4、2230の2、2230の3、2231の1、2231の2、2231の5、2231の6、2232の1、2232の2、2233の1、2233の2、2234の1、2234の2、2235の1、2235の2、2236の1、2236の2、2236の5、2236の6、2237、2238、2239の1、2239の2、2240、2241、2242の1、2242の2、2243の1、2243の2、2244、2245、2246の1、2246の2、2247の1、2247の2、		

魚津市	東山	坪宗口	<p>2248の1から2248の3まで、 2249から2252まで、 2253の1、 2253の2、 2254、 2255、 2256の1から2256の3まで、 2257から2259まで、 2261から2263まで、 2264の1から2264の3まで、 2266、 2267の1、 2267の2、 2268から2270まで、 2271の1から2271の4まで、 2272、 2273の1から2273の3まで、 2274の1から2274の3まで、 2276の2、 2277、 2279の3、 2279の4、 2280の1、 2281の2、 2296の1から2296の3まで、 2298の1から2298の4まで、 2301の1から2301の4まで、 2302の1、 2302の2、 2306の1、 2306の2</p>
-----	----	-----	---

上記の区域内にある国有地、県有地及び市有地の全部を含む。